

(仮称) 八戸市 育児ヘルパー 事業

令和9年度派遣事業開始
事業者を募集します！



夜、泣きやまない
疲れ果て
家事が手につかない

初めての育児
頼れる人が
身近にいない



令和8年秋頃 事業者説明会開催

※説明会開催の際は市ホームページ等に掲載します。個別案内をご希望の場合、下記までお知らせください。

あなたの支援を必要とする人がいます

事業の目的 支援を必要とする妊産婦家庭をヘルパーが訪問し、家事・育児の補助を行い、保護者の孤立化を防ぎ、心身の安定を図るとともに、すべての児童が安全かつ健やかに養育される環境を目指します。

事業概要

- ヘルパーがご家庭を訪問し、家事・育児をサポート
- 利用者の状況に応じた柔軟なサポートを実施
- 行政と連携しながら安全・安心なサービスを提供



※育児ヘルパー事業は、こども家庭庁「子育て世帯訪問支援事業」です。

【お問い合わせ】

0178-38-0374

八戸市こども健康部

すくすく親子健康課 保健医療グループ

oyakokenko@city.hachinohe.aomori.jp

八戸市育児ヘルパー事業

育児ヘルパー事業とは

こども家庭庁が実施する「子育て世帯訪問支援事業」であり、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦がいる家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

どんなことをするの？

家事支援及び育児支援を中心に実施します。具体的な支援内容については、事業者の皆様のご意見を伺いつつ、他都市の事例を参考に検討します。

家事支援（例） 食事準備、洗濯、掃除、買い物代行サポート等

育児支援（例） 授乳や沐浴の介助、オムツ交換、兄弟の保育所送迎等

※その他、妊産婦さんの不安や悩みを傾聴し行政に繋ぐなど、市と連携しながらサポートします。

支援対象者は？

主に産後4か月程度の支援を必要とする産婦を想定しています。また市が判断し、支援が必要と判断される妊産婦や多子多胎世帯などの家庭を想定しています。

※詳細は令和8年度中に確定します。

訪問支援員（ヘルパー）になるには？

市が実施する研修を修了する必要があります。

訪問支援員は、保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のみならず、子育て経験者やヘルパー等になることも可能であり、資格要件は問いません。

（事業スケジュール）



事業にご興味ございましたら、すくすく親子健康課までお問い合わせください。

すくすく親子健康課 0178-38-0374 oyakokenko@city.hachinohe.aomori.jp